

令和7年度第3回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 令和8年2月12日（堺市社会福祉審議会規定第7条の規定に基づく書面開催）
- 出席委員 : 部会長（堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長）東野 秀一
 委員（社会福祉法人堺市社会福祉事業団事務局長）福田 達也
 委員（大阪大谷大学教育学部教授）長瀬 美子
 委員（京都女子大学発達教育学部助教）大内田 真理
 委員（税理士法人ゆびすい税理士）澤田 直樹
- 事務局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 案件名 : 堺市乳児等通園支援事業の実施に伴う新たな事業者への認可

発言者	内 容
事務局	申請書類の内容を説明。 （1）施設の概要について （2）事業の実施量について （3）職員配置について （4）事業の目的及び方針について （5）事業者の財務状況について
委員	審議の結果、当該案件について、認可に当たって基準を満たしていることを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。 （1）在園児の保育に支障がないように実施すること （2）初回面談の際に、こども、家庭（保護者）の状況を聞き取り、保育に反映させること （3）初めて施設を利用する保護者に、感染症のことやこども同士の関係のことなど、十分に周知すること 堺市社会福祉審議会規定（抜粋） （会議の特例） 第7条 委員長、専門分科会長及び部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。